五

令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件

○経済産業省、環境省

一〇一八　首都圏整備法の規定に基づく首都圏整備計画を変更した件　三　174　一五

一〇一九　近畿圏整備法の規定に基づく近畿圏整備計画を変更した件　三　174　二一

一〇二〇　中部圏開発整備法の規定に基づく中部圏開発整備計画を変更した件　三　174　三〇

一〇二一　昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件　三　174　四〇

一〇二二　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　四　一

一〇二三　宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件　四　一

一〇二四　砂防法第二条の土地を指定する件　四　一

一〇二五　水先人に免許を与えた件　四　二

一〇二六　高速自動車国道に関する件　五　四

一〇二七　船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件　五　四

一〇二八　砂防法第二条の土地を指定する件　五　五

一〇二九　花巻空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件　五　176　五九

一〇三〇　東京ヘリポートの航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件　五　176　五九

一〇三一　港湾法第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始した件　五　特36　六

一〇三二　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　六　五

一〇三三　航空保安無線施設の設置及び変更に係る告示について　六　177　一四

一〇三四　航空交通管制部組織規則第一条第三項の規定に基づく管轄区域を指定する件　六　177　一七

一〇三五　令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　特38　九

一〇三六　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一〇　三

一〇三七　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　一〇　四

一〇三八　船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件　一〇　四

一〇三九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件　一〇　四

一〇四〇　信号符字を点附した件　一〇　四

一〇四一　信号符字を取り消した件　一〇　四

一〇四二　船舶国籍証書を無効とした件　一〇　四

一〇四三　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件　一二　四

一〇四四　船舶安全法の規定に基づき、整備規程を認可した件　一二　四

一〇四五　改良すべき踏切道を指定した件　一二　180　二二

一〇四六　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一三　六

一〇四七　砂防法第二条の土地を指定する件　一三　七

一〇四八　高速自動車国道に関する件　一四　六

一〇四九　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一四　七

一〇五〇　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一四　七

一〇五一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一四　七

一〇五二　直轄砂防工事が終了した件　一四　七

一〇五三　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　七

一〇五四　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一四　七

一〇五五　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一四　七

一〇五六　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　七

一〇五七　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　一七　六

一〇五八　都市計画に関する件　一七　六

一〇五九

一〇六〇　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一七　六

一〇六一　直轄砂防工事が終了した件　一八　五

一〇六二　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一八　五

一〇六三　砂防法第二条の土地を指定する件　一八　六

一〇六四　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　一八　六

一〇六五　都市計画に関する件　一八　六

一〇六六

一〇六七　高速自動車国道に関する件　一九　四

一〇六八

一〇六九―**一〇七一**　登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件　一九　四

一〇七二　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　二〇　六

一〇七三　船員に関し事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針　二〇　186　六

一〇七四　船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針　二〇　186　一〇